

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1 開催日時 令和5年8月4日（金） 16時00分

2 開催場所 篠栗町役場 2階 中会議室

3 出席委員（12名）

農業委員

- 1 番 鷹巢 礼子（会長）
- 6 番 川内 行雄（副会長）
- 2 番 鷹巢 義博
- 3 番 加留部 恭子
- 4 番 八尋 勝幸
- 5 番 井上 勝則
- 7 番 三代 由美子
- 8 番 元榮 聡子
- 9 番 城戸 一寿
- 10 番 古屋 光
- 11 番 藤木 まゆみ
- 12 番 松尾 義明

農地利用最適化推進委員

- 松田 護
- 柳池 達美

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 篠栗町農地利用集積計画
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 松熊 大
- 事務局員 吉村 淳子
- 事務局員 谷川 龍太郎

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和5年8月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、全員出席で過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>4番： 八尋 勝幸 委員</p> <p>5番： 井上 勝則 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 谷川さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号から第3号を審議し散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農地利用集積利用計画 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画（利用権設定）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農地利用集積計画 説明】</p> <p>それでは「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画（利用権設定）」について説明します。</p> <p>議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集</p>

積計画（利用権設定）となります。

議案書は1～8ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和5年7月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、15件、合計面積59,100㎡（5.9ha）です。

【議案第1号の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定） 採決】

ありがとうございました。

	<p>それでは、議案第1号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 審議】</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 説明】</p> <p>それでは「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は1件となっております。</p> <p>議案書9～11ページをご覧ください。</p> <p>令和5年7月13日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p>【議案第2号 の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は合計 1,576</p>

	<p>m²となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がなく、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について地元農業委員は城戸委員となります。何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
	<p>【意見・質問なし】</p>
議 長	<p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 採決】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第2号については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>【議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転 審議】</p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転 説明】</p> <p>はい、それでは報告第3号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転について説明します。</p>

	<p>議案書は12～20ページをご覧ください。</p> <p>農地の所有権移転については、農地法3条による所有権移転と、農業振興推進機構（中間管理機構）の農地売買等事業を活用した農業経営基盤強化促進法による所有権移転があります。</p> <p>農地売買等事業は、農業振興地域（青地）内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であることなどの条件を満たせば、基盤法による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を受けることができるというメリットがあります。</p> <p>今回の所有権移転は、この農地売買等事業を利用した所有権移転となります。</p> <p>【議案第3号 朗読】</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第3号について、地元農業委員は井上委員となります。何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>5 番 (井上委員)</p>	<p>特に問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に議案第3号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第3号について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月期農業委員会の駐車場について ・新旧懇親会について <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和5年8月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>